

A Historical Study on the Adoption of School Physical Education of Ishikawa Prefecture in Meiji Era (part 2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20429

石川県における近代学校体育の定着過程に関する研究(その2)

——和田権五郎『普通小学体操法』の刊行及び初期体操講習会——

大久保 英 哲

A Historical Study on the Adoption of School Physical Education of Ishikawa Prefecture in Meiji Era (Part 2)

Hideaki OKUBO

Abstract

The purpose of this study is to clarify how the gymnastics for primary schools of Ishikawa prefecture were executed in Meiji era.

At first, 3 teachers of Ishikawa normal school went to Taiso Denshu Sho (National gymnastics Institute) at Tokyo for the purpose of getting in gymnastics during 1882-83.

After their return, the activities for spread of gymnastics had been begun into Ishikawa prefecture.

In this paper 3 matters among their activities are dealt with. The first problem is to investigate what kind of plan for the spread of gymnastics was prepared by the Ishikawa prefectural authorities. The second is to clarify to whom the short trainings courses of gymnastics were held. And the third is to examine "Futu Shogaku Taiso Ho (Normal gymnastics for primary school pupils)" written by Wada Gongoro, the first textbook for gymnastics of Ishikawa prefecture in 1885.

緒 言

明治14年の体操伝習所卒業生派遣を受けなかった石川県は、近代学校体育の開始時点においては、他の府県に比べて立ち遅れた県の1つであった。石川県に体操伝習所の新設体操法が導入されたのは、明治15年1月から体操伝習所へ伝習員として派遣されていた石川県師範学校教員和田権五郎¹⁾が帰校した明治15年7月以後のことである。石川県からの体操伝習所への伝習員派遣はその後も第2回(明治16年2月から16年7月、土師雙他郎²⁾、原政矩³⁾)、第3回(明治16年12月から17年6月、半田熊吉、津川方房、井口久敏、西村俊造)、第4回(明治18年1月から7月、上坂興三八)とくりかえされ、合計8人に上った。全国の都道府県中最も多い

派遣人数であった。

ところで「石川県年報・明治17年」によれば、「体操科は山間僻陬の外は大概実施する」⁴⁾と早くも順調な体操普及状況が報告され、さらに明治18年に石川県内で最も教育環境の厳しい能登半島先端部地域27校を学事巡視した、石川県師範学校校長代理土師雙他郎(体操伝習所卒業生)も、その他域でさえ「1、2学校の外みない(体操)を実施す」²⁵⁾と報告している。もしこの報告が事実とするなら、石川県は明治15年7月に第1回体操伝習所派遣伝習生が帰校して以後、僅か1年あまりの間に県内各地に体操を普及させることに成功したことになる。これは一つの県の体操普及度としては驚くべき速さである。

本研究は、このような石川県内における近代体育の定着が如何にして可能であったのかを、具体的な過程を検討しながら明らかにしようとする。本論稿では、第1に体操伝習所を卒えて石川師範学校に帰校した3人の教員を迎えて、石川県が取った体操普及方策がどのようなものであったか、第2に第1回目に体操伝習所へ派遣された和田権五郎が金沢で刊行した最初の体操指導書『普通小学体操法』（明治18年）の内容とその特色を明らかにする。第3に、和田権五郎、土師雙他郎、原政矩の3人が体操伝習所から帰校した後に行なわれた、体操を含む第1、2回「教員講習会」の受講者名簿から、受講者の出身郡や職名・職階を分析することによって石川県における最初の体操がどのような人々に伝達されていったのかを明らかにする。

1. 石川県の体操導入方策

石川県は明治16年に第1回体操伝習所派遣生和田権五郎の帰県を待って、次のような県内への体操導入方策を立てていたことが文部省年報に見える。

「目下師範学校生徒ニ体操ヲ演習セシムルヲ以テ、他日該校卒業生輩出スルノ日ニ至ラハ普及スルコトヲ得ン。尚臨時現任ノ小学教員ヲ師範学校ヘ招集シテ伝習スルノ道ヲ開カントス。抑モ教則試業法ハ完全無瑕ナルモ、教員其人ヲ得サレハ、尚庸医ノ良劑ヲ投シテ却テ人命ヲ誤ルカ如キノ恐ナキ能ス。然ルニ目下正格教員ニ欠乏ヲ告ルハ別ニ記載スルカ如キ状況ナレハ、山間僻陬ノ地ニシテ良師ヲ得サルノ学校ニテハ教則試業法モ更ニ裨益ヲ見ハサル所アリ。マタ試業ハ必ス正格ノ訓導之ヲ掌ルヘキヲ示達シ、某郡ニ於テハ試業ノ際ハ必ス他校ノ正格訓導ヲシテ立会監督セシムルノ規定ヲ立ル」⁵⁾（句読点筆者）

即ち、次の3つの方策が考えられていたことになる。

①石川師範学校での体操指導と卒業生の輩出によって、石川県内の学校に体操普及を図る長期的な方策

②石川師範学校における体操講習に現職教員を集め、それによって体操普及を図る短期的な方策

③生徒の進級・卒業時に行なう試験を「試業法」として基準化し、これに体操を明記して体操普及を図っていかうとする法的規定整備を中心とする中期的方策

①、②が教員を対象にした普及策であるのに対し、③は生徒の進級卒業試験の内容に関わる法的規定整備を含んだ、生徒を直接対象とする方策であったことになる。さらに③も正しい指導のできる教員の存在が前提とされ、①、②による教員養成が先行課題であると明確に捉えられていたことがわかる。この③の方策は、単に進級卒業試験という個人の達成度を試験するだけでなく、実際には各地区の学校対抗試験競技会的な「奨励会」に結びついて、この時期に特徴的な教育現象の一つを生み出した。

2. 石川師範学校の体操指導

石川師範学校では、明治15年7月に帰校した和田権五郎によって体操教育が始められ、16年7月に帰校した土師雙他郎、原政矩がこれに加わることによって体操教育が軌道に乗った。明治16年には体操器械が整備され、17年4月には体操室も新設されている。17年にはこれを利用して石川県専門学校の体操も始められ、さらには女子師範学校も体操を実施するに至っている⁶⁾。

こうした石川師範学校における体操教育の開始と定着は、次に述べる現職教員たちへの講習会ほどの即効効果は見られなかったにしろ、石川県内へ卒業生が輩出されていくにつれ、次第に最も確実でかつ大きな力になっていったと考えられる。

3. 和田権五郎による石川県初の体操参考書『普

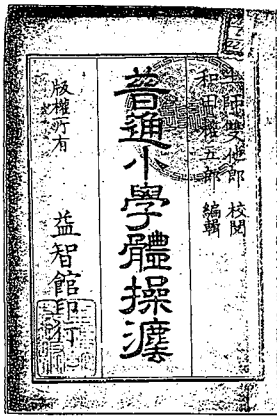


図1. 石川県で刊行された最初の体操指導書『普通小学体操法』（明治18年1月）

『普通小学体操法』の刊行（明治18年）

体操普及に際して、参考書が必要であることは言うまでもない。体操伝習所から帰った和田権五郎が『普通小学体操法』を編纂したのはその序にも記されている通り、明治17年中のことであり、発行は明治18年1月、金沢益智館から出版されている⁷⁾。(図1参照)

これが和田権五郎個人の発意でなく、石川県学務課ならびに石川師範学校と協議のうえ作成されたものであることは、同じく体操伝習所卒業生であり、刊行時に石川師範学校校長心得になっていた土師雙他郎が校閲者として、また序に師範学校教員武藤元信が名を連ねていることでもわかるし、また明治18年1月21日の石川県教育会「第1号議案石川県女兒小学規則」の論議の中で体操用書について、学務課内山六等属と会員の間に次のようなやりとりがあったことからわかる⁸⁾。

11番 岩田秀雄（金沢区学務担任書記）

「体操は用書一覧表によれば普通小学体操法とありますが、するとこれは目下流行するところの西洋風のを真似したところのものをそのまま用いるのでしょうか。」

番外 内山含（石川県六等属）

「それは女兒なので酌量するところがあります。最初は男児と同じです。しかし過度なものはこれを省きます。また、ついでに申し上げます

すが、普通体操書はかつて師範学校で編集集中の分がまもなく出来上がりますので予め申し上げます。」

さて、この和田権五郎『普通小学体操法』の内容について見ておこう。

全体の構成は以下の通りである。

凡例

第1 整頓法

第1条 静止上の挙動

第1節集合法 第2節整容法

第3節整理法 第4節正面に復する法

第5節左右転向法 第6節転回法

第2条 行進上の挙動

第7節足踏法 第8節停止法

第9節前進法 第10節後進法

第11節側進法 第12節正面方向変換法

第13節側方方向変換法 第14節駆足法

第14節踏替法 第16節二列編成法

第17節一列に復する法

第3条 演習予備の諸件

第18節番号を付する法 第19節矯正

術徒手啞鈴及び球竿演習に距離を取る法

第20節二人球竿演習に距離を取る法

第21節木環体操に距離を取る法

第22節棍棒演習に距離を取るの法

第23節分列法

第24節矯正術徒手啞鈴球環及び棍棒演習の距離を閉つる法

第25節木環及び二人球竿演習の間隔を閉つる法

第26節解列法

第27節休息法

第28節器械携え法

第2 矯正術

第1節から第6節

第3 徒手演習

第1節から第22節

- 第4 啞鈴演習
第1節から第30節
- 第5 球竿演習
第1節から第16節
- 第6 二人球竿演習
第1節から第24節
- 第7 木環演習
第1節から第24節
(下線部分は新制体操法にはない)
- 第8 棍棒演習
第1節から第8節



図3. 採用されなかった女子啞鈴体操
(新撰体操書より)

この構成は、一見して、明治15年に体操伝習所が作成した『新制体操法』⁹⁾目次及び内容構成に近いことがわかる。ちなみに『新制体操法』は註⁹⁾の通りである。

つまり、用語「体操」を「演習」にしたり、列編成の法を2つに分けるなどの工夫が加えられているが、全体の構成を見ればこの和田権五郎『普通小学体操法』は、基本的に『新制体操法』の構成をモデルにしていることがわかる。ただし、『新制体操法』の内、女子用の「豆囊体操」(図2参照)及び「女子啞鈴体操」(図3参照)は採用されていない。また、『新制体操法』には取り上げられていない「木環体操」が採用されているが、これは次に述べるように、体操伝習所が明治15年に刊行した『新撰体操書』¹⁰⁾から採用したものであろう。というのは、『新制体操法』には図解は全くなく、和田権五郎『普

通小学体操法』に記載されている図は、多くが『新撰体操書』から模写されており、この2冊の本が原本であることはほぼ間違いないからである。ただし、『新撰体操書』には「二人球竿体操」は取り上げられておらず、この図解は和田権五郎の工夫によるものである。なお、『新撰体操書』の目次内容については註¹⁰⁾の通りである。次に、この和田権五郎の『普通小学体操法』を各構成毎に見ておこう。

(1) 序

序の部分は、石川師範学校倫理歴史国語漢文教育担当助教諭武藤元信が漢文体で書いている。三育主義に基づいた体操の保健養生的な必要性がごく簡単に述べられ、和田権五郎が体操普及のためにこの本を編集した旨を紹介している。同時期に他の府県で出された久松義典「体育新書」¹¹⁾、遊佐盈作「新設体操教授書」¹²⁾等が、体操の必要性やわが国での淵源を体操伝習所におけるリーランドの指導に遡って詳しく記しているのに対して、きわめて簡単なものであり、その意味では体操の実施法に重点を置いた技術書の性格が強い。

(2) 凡例

16項目中11項目は『新制体操法』の凡例をほとんどそのまま用いているが、独自に加えられた点は、次の5項目である。

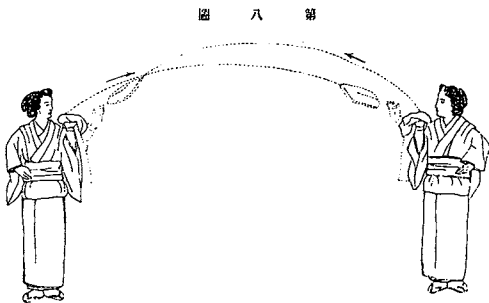


図2. 採用されなかった豆囊体操 (新撰体操書より)

①隊列を整える際に教師は予め生徒の身長を計測しておき、大きい順に右から左へ整列させること。

②本文中の歩尺は成人用のものであり、小学生には必ず酌量すべきこと。

③小学初等科は徒手演習まで、中等科は球竿演習まで、高等科は全部を教えること。ただし、二人球竿は高等科で行なってもよいこと。

④本編体操は二人球竿・木環を除いて女子に授けても良いこと。ただし、整頓法の一部（第14節（駆け足）、第20節（二人球竿のための整列）、第21節（木環のための整列）、第24節（これらの解列））は実施しなくてもよいこと。また、女子は歩尺を本文の半分（本文歩幅は前方大凡2尺（60cm）であるから1尺（30cm））とし、第11節（側進法）の「股は対角線状をなして」「両股を密附す」とすること、である。

小学生に指導する際の学年による教材区分や具体的な整列のしかた、また特に女子生徒の歩幅を小さくすることや股を開くことに対する制限的配慮が加えている点が特色である。

(3) 整頓法

ここでは基本的な姿勢、整列のしかた、足踏み、行進（前・後・側進）、方向転換、駆け足法などの説明と16の図解が示されている。本文の説明は『新撰体操書』本文に倣っているが、図は完全な模写ではなく、新たに作成されたと思われる多少不自然な運動姿勢図も見られる（第4図）。



図4. 駆け足法

(4) 演習予備の諸件

ここでは啞鈴・棍棒・球竿・木環などの体操手具を用いた体操を実施するための整列の仕方、番号のかけ方、間隔の取り方、解列の仕方、手具の持ち方などの説明がなされ、8つの図解が示されている。

(5) 第二 矯正術

矯正術というのは「身体の醜容癖姿を矯正し運動に習慣せしむる」目的、つまり運動の基本となる正しい姿勢を教えるもので、6つの図解が付されている。

(6) 第三 徒手演習

徒手演習は、矯正術の演習が終わり、「おおよそ身体の整然強固となりたる後に器械を使用せずして普く身体の各部を運動せしめる」ためのもので、手具を要しないために、何れの地・学校においても容易に実施が可能であるとの説明があり、22の図解が付されている。

(7) 第四 啞鈴演習

啞鈴は、徒手演習にたいして諸筋力をより強化すると言う効果があるとされ、啞鈴の重量は小学生徒が1対80匁（およそ300g）、成年女子には120匁（およそ450g）、成年男子は200匁（およそ650g）を指示し、29の図解を付している。（図5参照）

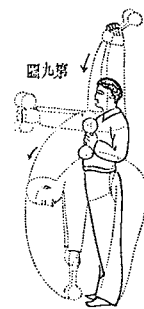


図5. 啞鈴演習

(8) 第五 球竿演習

球竿は、啞鈴と同様の効果に加えて、左右の諸筋を平等に使用する効果があるとされ、21の図解が付されている。（図6参照）

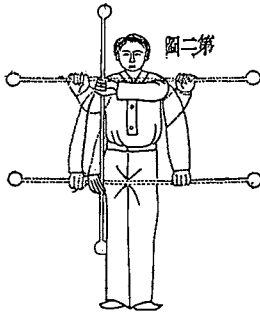


図6. 球竿演習

(9) 第六 二人球竿演習

これは効果としては啞鈴・球竿と同様であるが、他人の動作を受けるために、自己の習癖を矯正する効果があるという。21の図解が付されている。『新制体操法』にはこの演習は取り上げられているが、それには図解はない。また、『新撰体操書』にはこの演習は取り上げられていないので、付されている図解は和田権五郎の工夫によるものである。(図7参照)

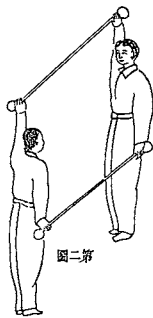


図7. 二人球竿演習

(10) 第七 木環演習

この木環演習は、『新制体操法』には記載されておらず、『新撰体操書』から採用したものである。効果としては二人球竿と同様であるが、用いる器械が1個であるために、その効果がより大きいという。23の図解が付されている。(図8参照)

(11) 第八 棍棒演習

棍棒はその重量も多くまた遠心力も加わって

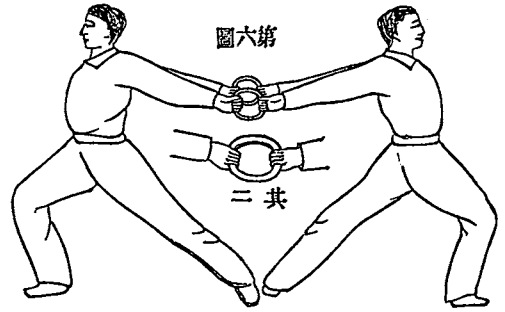


図8. 木環演習

採用されている軽体操種目の中では最も強い筋力を要するために、最終に置かれる演習種目である。その効果は3点あり、1つは筋力を強くすること、2つめは1人で行なっても他種目のように飽きることがないこと、3つめは胸廓を拡張するために、特に成人には奨められるとしている。重量は、小学生及び女子には150匁～200匁（およそ550～650g）、成人男子は300匁以上（1.2kg）とされている。(図9参照)

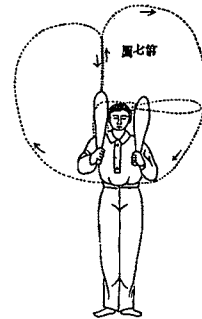


図9. 棍棒演習

以上のように、和田権五郎『普通小学体操法』は、2冊の体操書『新制体操法』・『新撰体操書』をもとにして作られた、石川県で最初の体操参考書である。これは明治18年石川県女児小学規則の体操指導書に指定されて、石川県内各学校ではこれを元に体操指導を行なうことになったために、石川県体育史上大きな意味を持つものである。

なお、和田権五郎は翌年（明治19年）石川師範学校教員、濱田又勝と共に『普通小学運動法』

を同じ益智館から出版する。これは小学校用の隊列運動法を記したものであり、『普通小学体操法』とは大きく内容が異なる。（このことについては別稿に論じる）

4. 体操講習会の開催と受講者の性格

石川県における体操普及に大きな役割を果たしたのは講習会であった。講習会そのものは金沢市教育史稿¹³⁾(124頁)によれば、明治8年10月に石川県師範学校内に開かれ、下等小学の教授法を講習したことに始まるが、これは寺子屋の師匠と大差のない当時の正規外の教員たちに一定の資格を与えるための講習会であった。

不確かではあるが、体操が加えられた可能性のある講習会の最初は、明治16年11月の講習会である。これは「(明治16年：筆者注)十一月金沢区役所において石川県師範学校教員原政親⁽⁷⁷⁾ 開発的教授法を指教す、之を第一回指教会といふ、十一年金沢区精練小学校に於いて第二回指教会を開く」¹³⁾(124頁)とあるように、全く体操については触れていないのであるが、明治16年11月に指導した師範学校教員原政親というのは、7月に体操伝習所を卒業して帰校したばかりの原政矩のことと思われ、小学師範学科取調員として学んできた、いわゆる開発的教授法といわれたペスタロッチ流の教授法ばかりではなく、それと共に兼習してきた新教科「体操」も含まれていたと考えてもあまり不自然ではないように思われるからである。ただし、これを受講者の側から記録した「上金石尋常・高等学校沿革史」¹⁴⁾の当時の記録によれば、教科は「心理、開発的授業法」であり、やはり体操は記録されていない。

さて、制度上明確に体操を加えた講習会は、明治17年から開始された「現任ノ小学校教員ヲ招集シテ新規ノ教授術等ヲ伝習シ、帰任ノ上所在教員ニ再伝習ヲナサシメ」¹⁵⁾た講習会である。もっともこれはペスタロッチ流の心性開発教授法を中心とした教授法の講習に主眼があったのであり、体操独自の講習会ではない。

この講習会に体操が加えられたというのは、明治17年8月14日に告365号として公告された石川県小学校教員講習場規則¹⁶⁾・第3条中に、講習学科として教育学、学校管理法、各学科授業術と並んで「体操」が明記されているからである。この時点では師範学校に体操教員が確保されて、生徒にも指導実績があり、さらに体操場も新設済みの段階であったから、講習会においても全く空文化されいたとは考えにくい。

この講習会の性格を見ておこう。目的は「小学校内部ノ改良進歩ヲ計ランカ為小学校教員ニ必用ノ学科ヲ講習セシムル」(第1条)もので、講師は師範学校教員、会場も師範学校(第2条)、講習日数は2ヵ月以内で、講習学科は、教育学、学校管理法、各学科授業術、体操の4種(第3条)、講習員は各郡から3～5名を選抜して参加させる甲種とその欠員があった場合に参加を認める志願グループの2種である(第6・7条)。甲種の講習員には講習中の俸給は全額保証される(第8条)ことになっていた。即ち各郡区を代表する教員たちに給与を保証したうえで、かつて和田権五郎や土師雙他郎、原政矩らが東京で受けてきた講習内容をより短期間に圧縮して伝達し、石川県内の教育改良を推し進めようとしたものということができる。

(1) 第1回教員講習会(明治17年8月、石川師範学校)

第1回講習会は17年8月に開催されている。講習員総数は38名¹⁷⁾であった。修了式は11月1日に県会議事堂明倫堂で行なわれ、徳久県書記官、学務課員が出席している。式辞ならびに証書授与を行なったのは、石川師範学校校長心得となっていたかつての伝習教員土師雙他郎であった。なお、この第1回講習会修了証書授与式は、第2回講習会分と合同で行なわれている。この受講生たちの出身と、職階を見てみたい。

(表1参照)

受講者は氏名しか発表されておらず、表1は

表1 第1回教員講習会受講者の経歴（明治17年8月）

No	氏名	郡名	明治17年講習会当時の所属・職階	明治23年時点の所属・職階 ¹⁴	石川師範卒業年 ¹⁵	教育会委員の有無	教育通信委員の有無	表彰・その他	備考
1	伊勢磯吉	能美 ¹	芦城小4等訓導 ¹	石川師範学校訓導兼小学校督業 ¹⁶⁾	13	○ ¹	○ ³	郡表彰 ¹⁰	
2	山本敬太郎	不明	不明	(後)石川師範学校教諭 ¹⁶⁾	13				
3	月田初太郎	江沼 ¹	動橋小4等訓導 ¹	山中小校長兼3等訓導	10	○ ¹	○ ^{5,8}	県表彰 ¹¹	後香川県視学
4	加納信敬	河北 ¹¹	高松小5等訓導 ¹¹	高松小校長兼4等訓導・津幡小訓導	14			県表彰 ¹¹	明44, 羽咋郡視学 ¹⁷⁾ (146号)
5	富田弥作	鹿島 ¹	中島小校長兼3等訓導 ¹	石川師範学校訓導兼舎監 ¹⁶⁾	16	○ ¹	○ ³	県表彰 ¹¹	11年下等師範卒
6	北村健吉	河北 ²	手向小5等訓導 ²	不明	不明			文部省表彰 ²	
7	中川富三	河北 ¹	津幡小4等訓導 ¹	宇野気新小校長兼4等訓導	8	○ ¹	○ ³		
8	西本初三郎	石川	不明	松村小5等訓導	14				
9	松坂力勝	能美	寺井小校長	寺井小校長兼3等訓導	13			郡表彰 ¹⁰	明24, 愛知県高等小学校長 ¹⁸⁾ (51号)
10	小原恒貞	石川 ¹	松任小兼明六小校長3等訓導 ¹	金石小校長兼2等訓導	8	○ ¹	○ ³		
11	太田伊豆茂	金沢 ²	淳成小7等訓導 ²	狐罫町・田丸小校長兼5等訓導	9			文部省表彰 ²	
12	吉川佳一郎	金沢 ¹	精練小5等訓導 ¹	河北郡小坂小校長兼津幡小4等訓導	9	○ ¹			明16, 金沢教育社演説会 ¹⁹⁾ 「体操論」
13	谷村久松	能美 ¹⁰	教員 ¹⁰	不明	13			郡表彰 ¹⁰	
14	深谷静	金沢 ¹⁴	不明	金沢小5等訓導	16		○ ⁹		
15	山田文太郎	鹿島 ²	七尾小・有成小3等訓導 ²	不明	13		○ ^{3,9}	文部省表彰 ²	19年通信員免職 ⁴
16	山下義幹	石川 ³	美川小校長兼3等訓導 ³	同左	10		○ ³		*学事9号23頁記事, ¹⁸⁾ (41号)
17	新田登美	不明	不明	不明	12				
18	平島弥八郎	羽咋 ³	不明	不明	不明		○ ³		
19	瓜生余所吉	江沼 ²	錦城小5等訓導 ²	錦城小・京邊小校長兼3等訓導	11		○ ⁵	文部省表彰 ²	大正5, 江沼実科高女校長 ¹⁷⁾ (147号)
20	竹内喜六	金沢	不明	馬場小校長兼4等訓導	11				
21	岩城光太郎	珠洲	不明	秋吉小5等訓導	11				
22	館谷清太郎	珠洲 ³	不明	石川郡粟崎小校長兼5等訓導	16		○ ³		18年通信員免職 ⁷ (珠洲郡)
23	加藤政吉	鳳至	不明	輪島小・鳳至小校長兼5等訓導	16				明41, 鳳至郡視学 ¹⁷⁾ (146号)
24	水口庄次郎	金沢	不明	田丸町小5等訓導	10		○ ⁶		
25	角尾於兎次郎	不明	不明	不明	不明				
26	石田有成	能美	不明	安宅小4等訓導	10				8年下等師範卒
27	松本頼貞	石川 ³	不明	不明	10		○ ³		¹⁷⁾ (146号)
28	斎藤駒太郎	鳳至 ¹	道下小5等訓導 ¹	飯田小校長兼4等訓導	8		○ ³		佐藤駒太郎 ¹⁴ 「教育の自治」 ¹⁸⁾ (23号)
29	村田真郷	石川	不明	下柏野小5等訓導	13				
30	庄田常保	石川 ³	不明	庄町小校長兼4等訓導	10		○ ³		
31	小橋一盛	羽咋	不明	酒見小5等訓導	12				下甘田小 ¹⁷⁾ (153号)
32	長沢啓	石川 ³	不明	松任市小校長兼3等訓導	10		○ ³		明32, 石川郡視学 ¹⁷⁾ (153号)
33	丹羽九一郎	不明	不明	不明	不明				
34	神戸精一	不明	不明	不明	不明				
35	奥高芳達	鳳至 ³	不明	不明	不明				
36	島倉守之	石川 ²	滑通小4等訓導 ²	河北郡下田上小校長兼4等訓導	8		○ ⁹	文部省表彰 ²	18年通信員免職 ⁴
37	山森弥八郎	不明	不明	不明	不明				
38	水上鍊治	鹿島	不明	田鶴浜小校長兼4等訓導	9				

表2 第2回教員講習会受講者の経歴（明治17年9月）

No.	氏名	郡名	明治17年講習会当時の所属・職階	明治23年時点の所属・職階 ¹⁴	石川師範卒業 ¹⁵	県教育会	教育通信員	表彰・その他	備考
1	松江銃太郎	江沼	不明	北浜小校長兼3等訓導	11		○ ⁸		
2	加藤八太郎	能美 ¹¹	旧河南小6等訓導 ¹¹	不明	不明			県表彰 ¹¹ 、郡表彰 ¹⁰	
3	荒井太郎吉	珠洲 ¹	嶋島小校長3等訓導 ¹	石川郡鶴来小校長兼3等訓導	9	○ ¹	○ ³		「小学校ニ於ケル立志談」 ¹⁸⁾ (40号)
4	中山良直	羽咋 ¹	思誠小校長兼3等訓導 ¹	不明	不明	○ ¹	○ ³		
5	中島武章	河北 ²	粟崎小4等訓導 ²	津幡校長兼3等訓導~河北郡書記14等 ¹³	9		○ ⁸	文部省表彰 ²	8年下等師範卒 19年通信員免職 ⁹
6	田伏徳三郎	鳳至 ³	不明	不明	不明		○ ⁸		
7	内藤正木	羽咋 ²	開陽小三等訓導 ²	高浜小校長兼3等訓導	不明		○ ³	文部省表彰 ²	大正3、県立第二高女 高教諭 ¹⁷⁾ (146号)
8	太田信道	河北	不明	二俣小校長兼4等訓導	9				
9	水上秀和	金沢	不明	長町小校長兼5等訓導	8				
10	岩崎虎吉	不明	不明	不明	不明				
11	大石三治	不明	不明	不明	不明				
12	窪田宇太郎	江沼	不明	旗陽小4等訓導	8				
13	小川晴之助	鳳至 ³	不明	不明	不明		○ ³		
14	中西謙蔵	河北	不明	能勢小校長兼4等訓導	13				
15	室端伊太郎	不明	不明	不明	不明				
16	松原一治(義)	(石川)	(石川郡14等学務担任書記) ^{12,13}	不明	不明				
17	榎並亮平	能美 ¹⁰	学務委員	石川郡粟田新保小5等訓導	9		○ ³	郡表彰 ¹⁰	辰口学校、盲啞教育家 ¹⁷⁾ (146号)
18	高間保太郎	河北 ¹¹	小坂小6等訓導 ¹¹	不明	不明			県表彰 ¹¹	
19	岡本照景	能美 ²	今江小4等訓導 ²	金沢市金沢小4等訓導	10		○ ³	郡表彰 ¹⁰ 、県表彰 ¹¹	石川師範書記 ¹⁶⁾
20	竹下安次郎	鹿島郡	不明	鹿島小3等訓導	10				
21	飯森正則	鳳至	不明	穴水小5等訓導	9				
22	倉邊雄平	羽咋 ²	押水小3等訓導 ²	不明				文部省表彰 ²	穴水小校長 ¹⁹⁾ (146号)
23	山下忠本	珠洲 ²	轟坊小授業生 ²	河北郡上田名小校長兼4等訓導	8		○ ³	文部省表彰 ² 文部省表彰 ²	8年下等師範卒
24	中村茂次	石川	不明	安養寺小5等訓導	10				
25	中村敬三	金沢	不明	西町小6訓導	8				
26	松井静之	石川 ⁹	不明	野々市小校長兼4等訓導	9	○ ³			
27	山本永淳	能美 ²	湊小4等訓導 ²	河北郡森下小校長兼4等訓導	9		○ ³	文部省表彰 ² 、郡表彰 ¹⁰	
28	増田長之	不明	不明	不明	10				
29	舟木勇助	鹿島 ⁴	不明	不明	8		○ ⁴		

典拠資料

- 1) 「石川教育会員交名」, 石川県学事報告第4号(明治18年1・2月), 54-55頁
- 2) 「学事関係職員賞與」, 石川県学事報告第3号(明治17年11・12月), 52-53頁
- 3) 「本県教育通信委員交名」, 石川県学事報告第2号(明治17年9・10月), 14-15頁
- 4) 「本県教育通信委員任免」(11・12月), 石川県学事報告第3号(明治17年11・12月), 20頁
- 5) 「本県教育通信委員任免」(3・4月), 石川県学事報告第5号(明治18年3・4月), 28頁
- 6) 「本県教育通信委員任免」(5・6月), 石川県学事報告第6号(明治18年5・6月), 21頁
- 7) 「本県教育通信委員任免」(7・8月), 石川県学事報告第7号(明治17年7・8月), 23頁
- 8) 「本県教育通信委員任免」, 石川県学事報告第10号(明治19年1・2月), 25頁
- 9) 「本県教育通信委員」, 石川県学事報告第11号(明治19年3・4月), 14頁
- 10) 「熱心ナル教員等」, 石川県学事報告第3号(明治17年11・12月), 20-21頁
- 11) 「小学校教員等ノ受賞與」, 石川県学事報告第9号(明治18年11・12月), 9頁
- 12) 「学務担任書記」, 石川県学事報告第3号(明治17年11・12月), 19-20頁
- 13) 「任免」, 石川県学事報告第11号(明治19年3・4月), 13-14頁
- 14) 「本県小学校職員交名(明治23年12月31日現在)」, 石川県学事報告第39号(明治23年11・12月), 23-46頁
- 15) 石川師範同窓会, 石川師範同窓会百周年記念誌, 「同窓生名簿」, 昭和63年
- 16) 石川県師範学校旧職員履歴書綴(金沢大学蔵)
- 17) 石川教育
- 18) 北陸教育
- 19) 金沢市教育史稿, p.377

「石川県教育会会員名簿」(明治18年1月)¹⁸⁾、文部省教育功勞表彰に記された「学事関係職員賞与名簿」(明治18年2月)¹⁹⁾、「石川県小学校教員名簿」(明治23年12月)²⁰⁾、あるいは石川県学事報告中に見える「教育通信員報告」²¹⁾、等に示された勤務先、あるいは経歴をもとに作成したものである。したがって、講習会受講時(明治17年)の勤務校や職階を正確に反映しているわけではない。が、おおよその出身地傾向と、少なくとも5年後に彼らが到達し得た地位から逆算した、受講当時の彼らの地位を推測することはできよう。

まず、特徴的なことは、第1に石川県内9市郡全てから教員が派遣されていることである。第2に、各地域教育界の代表的で指導的な立場にある教員が多いことである。校長が17人と判明している全体人数の半数以上を占めており、そのほか各郡の教育状況を県庁に報告する立場にある教育通信員が7人、当時全部で35人で構成されていた石川県教育会の会員が7人含まれていること、さらに前述した文部省教育功勞表彰を受けた教員が5人含まれていることから、この受講者たちの質の高さと、各地域における地位・役割が偲ばれよう。

(2) 第2回講習会(明治17年9月)

さて、第2回講習会は明治17年9月1日より、「石川県師範学校内において各郡区中より優等教員29名を招集」²²⁾して開かれた。その参加者は表2に掲げるとおりである(表2参照)。第1回と受講者の基本的な性格は変わっていないと思われるが、訓導レベルの中堅教員が増加した形跡が見られることが特徴である。以後講習会は次のように行なわれている。

(3) 第3回以後の講習会

第3回、18年2月(受講者数27名)

第4回、18年5月(受講者数15名)

第5回、18年11月(受講者数40名)*兵式体操講習会

第6回、19年1月(受講者数不明)

第7回 19年4月(受講者数不明)

第8回 19年6月(女教員講習, 受講者数不明)

これらの第1回及び2回の受講者がとりわけ各地域の指導的な教員であったことは、第5回の講習会受講者40名中に23人の再受講者が含まれていることから知られよう。この第5回講習会は、明治18年石川県「将来学事施設上須要ノ件」中に掲げられた「小学校ニ兵式体操初歩ヲ加フルコト、小学校ニ農業実験地ヲ付シ他日実業ニ就クノ素ヲ得セシムルコト」²³⁾を実現すべく、「兵式体操術の内柔軟徒手の部」の講習と「農学科」を講習するものであった²⁴⁾。即ち、体操科で言えば従来の教育内容である普通体操に兵式体操を加えていくという、教育内容の大きな変更を実行するための講習だったのである。各地域の教育改良はこうした各地域の指導的な教員の講習から始まっていることが知られよう。

結 語

以上のことから明らかになったことをまとめておこう。

(1)石川県における近代学校体育の本格的な普及は、3人の石川県師範学校教員(和田権五郎、土師雙太郎、原政矩)の体操伝習所からの帰校を待って、明治15~16年から行なわれていった。石川県学務課は、①師範学校での体操教育、②現職教員の体操講習、③体操を含んだ規定整備や生徒の奨励会、といった長・中・短期的方策をたててこれに取り組んでいった。

(2)これに伴って、和田権五郎編集・土師雙他郎校閲の『普通小学体操法』が石川県初の体操参考書として、明治18年1月に金沢益智館から発行された。これは体操伝習所で発行された『新制体操法』『新撰体操書』(共に明治15年刊)をもとに作成された普通体操の指導参考書であった。内容的には概ね『新制体操法』に準拠し、図解は『新撰体操書』から模写したものである。また、女子の体操に大きな制限を加えて

いる点、二人木環、二人球竿など二人で行なう体操を付け加えている点が特徴である。

(3)体操講習会は明治17年8月から開始されている。この講習会は教育学などとともに体操も含んだ講習会であり、単独の体操講習会ではない。講習会規則や第1, 2回講習会参加者を分析すると、受講者は石川県内9つの全ての市郡から選抜された教員であり、後に校長や石川県教育会会員、あるいは教育表彰を受けるような優れた教員たちであったことがわかる。



図10. 土師雙他郎（大正6年頃）
（『済美会誌』, 第17号, 大正7年より）

註及び引用・参考文献

1) 和田権五郎の略歴を記しておこう。

安政元年 2月石川県生まれ。

明治 8年 8月奈良県山辺郡馬場村小学校七等訓導

明治 9年 1月大阪師範学校入学, 明治11年 1月同
小学師範学科卒業。

明治 9年 2月滋賀県四等訓導

明治11年 3月石川県第一師範学校(金沢)六等訓導

明治13年 8月石川県富山小学師範学校勤務

明治14年 5月石川県金沢小学師範学校勤務

明治14年 7月石川県輪島小学師範学校勤務(幹事
兼務)

明治15年 1月石川県金沢師範学校二等助教諭

明治15年 1月体操術伝習として上京申付候事

明治15年 7月「右は本所伝習員として其教科を履
修し正に其業を卒えたり。因て本所定むる処の体操
術を教授するに堪ゆへきを証するものなり。 体操
伝習処主幹 西村貞」

明治20年 6月石川県小学校教員学力検定委員

(以上は「石川師範学校旧職員履歴書綴, 第一号」

(金沢大学所蔵)による)

明治26年 2月30日石川県尋常師範学校助教諭退
職

(石川県尋常師範学校第六年報(金沢大学所蔵), 17
頁)

2) 土師雙他郎の略歴については、拙稿「石川県にお
ける近代学校体育の定着過程に関する研究(その1)」、金
沢大学教育学部紀要, 教育科学編, 第14号, pp.
239-254, 1992年参照のこと。ここでは石川県第一高等
女学校校長当時の写真を補足しておく。(図10参照)

3) 原政矩の略歴を記しておこう。

安政元年 2月16日石川県金沢市森山町生まれ。

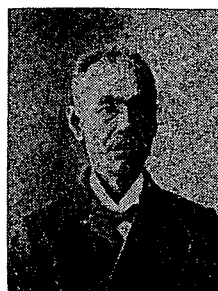


図11. 原 政矩（茨城県立土浦高等女学校校長当時）

明治 6年 5月23日石川県より変則専門法律学取
調申付候事

明治 6年 11月19日梅本町小学校訓蒙

明治 7年 7月15日仙石町小学校訓蒙

明治 7年 7月30日石川県師範学校入学申付候事

明治 7年 1月31日師範学校速成生徒正科教授手
伝申付候事

明治 8年 4月28日師範学校監事

明治 9年 3月 7日豊田小学校在勤

明治 9年 8月 2日田丸町小学校在勤

明治 9年 10月18日師範学校在勤

明治13年 1月13日福井県男女師範学校幹事兼務

明治14年 12月 1日輪島師範学校幹事兼務

明治15年 9月 1日「師範学科取調兼体操術兼習と
して上京申付候事」

明治16年 5月 8日石川県輪島師範学校一等助教
諭

明治16年 8月11日石川県金沢師範学校一等助教
諭

明治20年 4月 7日高等師範学校附属小学校体操
教授嘱託

明治20年6月20日群馬県佐位那波高等小学校校長
 明治21年4月1日長野県下伊那郡下伊那学校校長
 明治25年6月27日神奈川県横浜市尋常高等横浜小学校校長

明治30年2月3日茨城県新治郡視学

明治39年9月13日茨城県立土浦高等女学校長
 (以上茨城県立土浦第二高等学校所蔵, 原政矩履歴書(明治39年)による)

(大正4年4月17日退職)

(茨城県立土浦高等女学校同窓会誌「尚綱」, 第1号, 大正12年, 14頁による。なお, 写真は西村佐門, 茨城県教育家肖像録, 好文堂: 水戸, 明治42年, 62頁を使用)

というように原政矩は石川県内はもとより, 福井, 東京, 群馬, 長野, 横浜, 茨城県の教育に尽力した人物である。

4) 石川県年報・明治17年, 文部省第十二年報, 70丁

5) 石川県年報・明治16年, 文部省第十一年報, 510丁

6) 拙稿「石川県における近代学校体育の定着過程に関する研究(その1)」、金沢大学教育学部紀要, 教育科学編, 第14号, pp.239-254, 1992年参照のこと。

7) 和田権五郎編集・土師雙他郎校閲, 普通小学体操法, 金沢益智館, 明治18年。

本研究では使用したのは国会図書館所蔵本である。

8) 石川県教育会, 石川県教育会議事筆記, 明治18年(国会図書館所蔵), なお, この2つの発言は原文の意味をそこなわない範囲で現代文に直してある。

9) 新制体操法については拙稿「石川県における近代学校体育の定着過程に関する研究(その1)」、金沢大学教育学部紀要, 教育科学編, 第14号, pp.239-254, 1992年参照のこと。

新制体操法の内容は次の通りである。

緒言

凡例

第1 整頓法

第1款 静止上の挙動

第1節会集法 第2節整容法

第3節左右整準法

第4節正面に復する法

第5節左右転向法

第6節転回法

第2款 行進上の挙動

第7節足踏法 第8節停止法

第9節前行進法 第10節後行進法

第11節側行進法 第12節方向変換法

第13節駆足法 第14節踏換法

第15節二列編成及び一列に復するの法

第3款 体操予備の諸件

第16節分別法 第17節番号を付する法

第18節徒手啞鈴及び球竿体操に間隔を取るの法

第19節棍棒体操に間隔を取るの法

第20節木環体操に間隔を取るの法

第21節二人球竿体操に間隔を取るの法

第22節豆囊体操に間隔を取るの法

第23節徒手啞鈴球竿及び棍棒体操の間隔を閉づる法

第24節木環及び二人球竿体操の間隔を閉づる法

第25節豆囊体操の間隔を閉づる法

第26節解列法

第27節休息法

第28節気を着しむるの法

第2 身体矯正術

第1節四挙動 第2節四挙動

第3節二挙動 第4節二挙動

第5節二挙動 第6節四挙動

第3 徒手体操

第1節から22節

第4 啞鈴体操

第1節から25節

第5 女子啞鈴体操

第1節から18節

第6 棍棒体操

第1節から15節

第7 二人球竿体操

第1節から23節

(下線の項目は和田権五郎『普通小学体操法』に採用されなかった部分)

10) 新選体操書の内容は以下の通りである。

緒言

排列法解列法

体を正直にする法

徒手演習第一第二

啞鈴演習第一から第四

アンヴィルコーラス演習

球竿演習

棍棒演習第一第二

木環演習

豆囊演習

器具製作の法

- 11) 久松義典, 体育新書, 玉沽堂, 明治 12 年
- 12) 遊佐盈作, 新設体操教授書, 正實平樂二房: 京都, 明治 16 年
- 13) 金沢市教育会, 金沢市教育史稿, 大正 4 年
- 14) 石川県石川郡上金石尋常高等小学校沿革史, (現金沢市立金石小学校所蔵), 第一号(創立~大正元年), 206 頁によれば, 「明治 17 年 2 月 13 日指教会開設。本日より同月 19 日に至る 1 週間石川郡 34 番学区致芳小学校において, 石川県師範学校一等助教諭原政矩派出して心理, 開發的授業法指教会開設に付き, 本校教員出會するもの訓導岩田保晴, 准訓導島村秀叙, 相川五兵衛, 辻谷, 輕病にして欠席するものは授業生五島三省。」とある。
- 15) 石川県年報・明治 17 年, 文部省第十二年報, 285 頁
- 16) 石川県小学校教員講習場規則, 石川県学事報告第 1 号, 2-3 頁
- 17) 石川県学事報告第 1 号, 125 頁
- 18) 石川県教育会會員名簿, 明治 18 年 1 月, 石川県学事報告第 4 号, 53-54 頁
- 19) 学事関係職員賞与名簿は以下の 3 回の表彰者名簿である。
 - ①明治 17 年 2 月, 文部省より表彰, 石川県学事報告第 3 号 52-53 頁
 - ②明治 17 年 11 月, 能美郡表彰, 石川県学事報告第 3 号 20 頁
 - ③明治 18 年 12 月, 石川県表彰, 石川県学事報告第 9 号 9 頁
- 20) 石川県小学校教員名簿, 明治 23 年 12 月, 石川県学事報告第 23 号
- 21) 教育通信員報告, 石川県学事報告各号に多数掲載されている。
- 22) 講習会, 石川県学事報告第 2 号, 10 頁
- 23) 石川県年報・明治 18 年, 文部省第十三年報, 302 丁
- 24) 講習会, 石川県学事報告第 10 号, 10 頁
- 25) 土師雙他郎「鳳至珠洲両郡学況」石川県学事報告第 9 号 (明治 18 年 11・12 月) 19 頁